

実質化された都呂々地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
苓北町	都呂々地区(萱の木、唐干田、小松、浜、古里、上、本郷、狸河内、大河内、松野、中村、涼松)	平成29年3月24日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	219.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	167.4 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	56.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	23.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	10.2 ha

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

- ・今後の地域の高齢化と担い手不足の懸念から、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・農地においては、水稻・WCS・レタス・果樹など作物栽培は確立しているが、新たな付加価値を付けた作物の検討が必要である。
- ・作物面積を見る限り、専業農家でない人の機械所有率が高いため、コストダウンに繋がる農機具の削減に向けた話し合いが必要である。
- ・山間地においては、基盤整備が行われていない農地が多いため、基盤整備が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

都呂々地区全体の農地利用の方針については、中心経営体である認定農業者や集落が認める担い手18人で対応していく。また、中山間地域等直接交付金協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努めながら、地域外の入作者や新規就農者など新たな担い手の確保に向け、地域全体で対策を講じる。また、受託組織などの設立を検討していく。

萱の木集落の農地利用については、集落内の農地が少ないため、現在耕作している農地所有者を中心に自己管理を行っていく。

唐干田集落の農地利用については、中心経営体が担うほか、中山間地域等直接交付金協定組織が連携して農地の保全に努めながら、地域外の入作者や新規就農者など新たな担い手の受入を促進することにより対応していく。

小松集落の農地利用については、中心経営体が担うほか、中山間地域等直接交付金協定組織が連携して農地の保全に努めながら、地域外の入作者や新規就農者など新たな担い手の受入を促進することにより対応していく。

浜集落の農地利用については、中心経営体が担うほか、多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努めながら、地域外の入作者や新規就農者など新たな担い手の受入を促進することにより対応していく。

古里集落の農地利用については、中心経営体が担うほか、多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努めながら、地域外の入作者や新規就農者など新たな担い手の受入を促進することにより対応していく。

上集落の農地利用については、中心経営体が担うほか、多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努めながら、地域外の入作者や新規就農者など新たな担い手の受入を促進することにより対応していく。

本郷集落の農地利用については、中心経営体が担うほか、中山間地域等直接交付金協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努めながら、地域外の入作者や新規就農者など新たな担い手の受入を促進することにより対応していく。

狸河内集落の農地利用については、中心経営体が担うほか、多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努めながら、地域外の入作者や新規就農者など新たな担い手の受入を促進することにより対応していく。

大河内集落の農地利用については、中心経営体が担うほか、多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努めながら、地域外の入作者や新規就農者など新たな担い手の受入を促進することにより対応していく。

松野集落の農地利用については、中心経営体が担うほか、中山間地域等直接交付金協定組織や多面的機能支払交付金活動組織が連携して農地の保全に努めながら、地域外の入作者や新規就農者など新たな担い手の受入を促進することにより対応していく。

中村集落の農地利用については、中心経営体が担うほか、地域外の入作者や新規就農者など新たな担い手の受入を促進することにより対応していく。

涼松集落の農地利用については、中心経営体が担うほか、地域外の入作者や新規就農者など新たな担い手の受入を促進することにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1	A	水稻、果樹	1.2 ha	水稻、果樹	0.2 ha	大河内、中ノ田、轟
2	認農	水稻、野菜	0.2 ha	水稻、野菜	0.3 ha	都呂々
3	C	水稻、果樹	1.3 ha	水稻、果樹	0 ha	
4	認農	水稻、WCS、牧草、繁殖牛	2.2 ha	水稻、WCS、牧草、繁殖牛	0.5 ha	狸河内
5	E	水稻、果樹	1.3 ha	水稻、果樹	0.2 ha	轟、中ノ田
6	F	水稻、WCS、牧草、繁殖牛	2.5 ha	水稻、WCS、牧草、繁殖牛	0 ha	
7	G	水稻、WCS、牧草、繁殖牛	2 ha	水稻、牧草、繁殖牛	1.5 ha	松野
8	H	水稻、牧草、繁殖牛	3 ha	水稻、牧草、繁殖牛	3 ha	都呂々
9	認農	水稻、野菜、繁殖牛	1 ha	水稻、野菜、繁殖牛	1 ha	中ノ田、古里
10	J	水稻	1.8 ha	水稻	0 ha	
11	認農	水稻、WCS、酪農	2.5 ha	牧草	0.5 ha	都呂々
12	L	水稻、野菜	1 ha	水稻、野菜	1 ha	都呂々
13	M	水稻	0.4 ha	水稻	0 ha	
14	認農	水稻、WCS	1.1 ha	水稻、WCS	0 ha	
15	認農	野菜	1.4 ha	野菜	0 ha	
16	認農	水稻、果樹	1 ha	水稻、果樹	0 ha	
17	Q	WCS、牧草	2 ha	水稻、果樹	2 ha	松野、涼松
18	認農	野菜	3 ha	野菜	0 ha	小松
計	18 人		28.9 ha		10.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地中間管理機構の活用方針

基盤整備事業を見据えるとともに、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。また、新たな受け手へのスムーズな付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

●担い手の確保

集落営農法人とまではいなくても、担い手への農地集積や受託組合などの何らかの組織の設立を検討していく。

●新たな付加価値を付けた作物の検討選定

生産性の向上を考えると、基盤整備した農地が少ないため、ブロック別に分けるなどの方法も考えながら話し合いを行う。

●コストダウンに繋がる農機具の削減

専業農家でない方の機械保有率が高いため、コストダウンに繋がる農機具の削減に向けた話し合いの実施。

●山間地の基盤整備

県・町・JAと情報交換をしながら、事業を絡めた農地の整備を行っていく。